

吹田市学校給食献立作成会議設置要領

(設置)

第 1 条 本市が実施する小学校給食における献立内容の充実及び向上に寄与するため、吹田市学校給食献立作成会議（以下「献立作成会議」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 献立作成会議は、望ましい学校給食献立の作成を目的とする。

(事業)

第 3 条 献立作成会議は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校給食の研究及び献立の選定作成
- (2) 調理方法の研究
- (3) 児童の嗜好調査
- (4) その他、前条の目的達成に必要な事項

(構成)

第 4 条 献立作成会議は、次の者をもって構成する。

- (1) 小学校長代表
- (2) 給食担当教職員代表
- (3) 栄養教諭及び栄養教職員
- (4) 給食調理員
- (5) 保健給食室長

(議長及び副議長)

第 5 条 献立作成会議に議長及び副議長を置き、議長及び副議長は、吹田市立学校校長会小学校部会長が指名する校長をもって充てる。

2 議長は、会議を代表し、会議の会務を総理する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(召集)

第 6 条 献立作成会議は、随時、議長が召集する。

2 委員の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して請求のあったときは、臨時に召集しなければならない。

(庶務)

第 7 条 献立作成会議の庶務は、保健給食室において処理する。

(委任)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、献立作成会議に必要な事項は、保健給食室参事がこれを定める。

附 則

1 この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。